

令和7年度 茨城町奨学生募集要項（追加募集）

茨城町では、経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付けを行い、町の発展に資する有能な人材を育成するとともに、町への定住を促進します。

1 対象者

令和7年4月1日時点で大学・短期大学・専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学している方及び入学予定の方。

2 応募資格

- ① 茨城町民、又は茨城町民の子であること。
- ② 人物及び学業ともに優れている者であること。
 - ・新1年生の場合…高校の評定平均が3.0以上
 - ・新2年生以上の場合…令和6年度の履修科目の成績を数値に換算して
平均3.0以上（5段階評価の場合）
平均2.0以上（4段階評価の場合）
- ③ 経済的な理由により修学が困難と認められる者（別紙1参照）
- ④ 確実な連帯保証人及び保証人を付することができる者

3 募集人数・貸付金額等

募集人数：3人

選考方法：申請書類をもとに審査・選考します。

貸付額：月額2万円（年額24万円）又は、月額3万円（年額36万円）の選択制
（貸付額は、年度途中・年度毎の変更はできません。）

貸付期間：在学する大学等の正規の修業期間

利 息 等：貸付利息は無利息（返済が滞った場合は、年5%の延滞利息を徴収）

4 募集期間

令和7年5月1日（木）～令和7年5月23日（金）

5 申込方法

募集期間内に提出書類（奨学金貸付申請書等）を茨城町駒場庁舎内（旧駒場小学校）学校教育課窓口まで提出してください。

※受付時間：土日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

6 提出書類

- ① 茨城町奨学金貸付申請書
- ② 奨学生推薦調書（例：新大学1年生は卒業高校から、新大学2年生以上は在籍する大学で作成してもらってください。）
- ③ 成績証明書（例：新大学1年生は卒業高校の成績証明書、新大学2年生以上は令和6年度の成績証明書）
- ④ 保護者の所得証明書または非課税証明書（令和5年中の所得）
※父母が働いている・いないにかかわらず、父母両方の所得証明書の提出が必要です。（父母いずれもない場合、申請者の生計を維持する方の所得証明書）
※令和6年1月2日以降に茨城町に転入した世帯は、令和6年1月1日現在で居住していた市町村が発行した証明書が必要です。
- ⑤ 世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されているもの）
- ⑥ 保護者の町税の納税証明書（未納がないことの証明）
※父母両方の納税証明書が必要です。
- ⑦ 在学証明書(新学年用)
- ⑧ その他、教育委員会が必要と認める書類
特別控除に該当することの証明書類等（別紙2参照）

7 連帯保証人等

連帯保証人及び保証人は、奨学生本人が、奨学金の返還が出来なくなった場合、奨学生に代わって奨学金を返還していただく義務を負う方です。連帯保証人は、奨学生が未成年の場合は保護者1名、保証人は奨学生と別世帯の方1名で、いずれも債務を弁済することが可能で、町税を完納している方をお願いします。

9 奨学金の貸付方法

奨学生が決定しましたら、誓約書等を提出していただき、その後奨学金の年額を口座に振込みます。（7月末日予定）

10 在学証明書の提出

奨学生には、毎年度4月末日までに在籍する学校の在学証明書を提出していただきます。

11 貸付け後の届出

休学・復学・転学・退学した場合等は届出が必要となります。学校教育課まで必ずご連絡ください。

12 貸付けの停止・取消し

以下のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止し、又は取り消す場合があります。

- ① 休学し、又は退学したとき。
- ② 疾病その他の理由により卒業の見込みがないと認められるとき。
- ③ その他、奨学生として適当でないと認められるとき。

※①の休学のため奨学金が停止となった後、復学した場合は奨学金の貸付けの復活の希望を申請することができます。

13 奨学金の返還方法

大学等卒業後、6 月後から 10 年以内に年賦、半年賦又は月賦により返還していただきます。ただし、貸付けが取消しとなった場合は、教育委員会が指定する日までに一括で返還していただきます。

14 返還の猶予

- (1) 奨学生であった者が、次表の①～③いずれかに該当し、特に必要と認められた場合は、それぞれ表の右の欄の期間、奨学金の返還を猶予します。

①大学等に正規の修業期間を超えて在学したとき。	在学期間
②大学院等に進学したとき。	在学期間
③災害、傷病等により返還すべき日までに奨学金を返還することが困難になったと認められるとき。	1 年以内

- (2) 大学等卒業後に町内に居住した場合

奨学金の貸付期間が終了した月の翌月から起算して、6 月以内に町内に居住した場合、居住し続ける間、5 年間奨学金の返還を猶予します。

15 返還の免除

- (1) 奨学生又は奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、特に必要と認められた場合、奨学金の全部または一部の返還を免除します。

- ① 死亡したとき。
- ② 重度心身障害のため労働能力を喪失したとき。

- (2) 大学等卒業後に町内に居住した場合

町内に定住の意思を示し返還の猶予を受ける者が、5 年間町内に居住を継続した場合、奨学金返還額の全てを免除します。

(町税に滞納がある場合は、免除になりません。)

16 その他

奨学金についてご不明な点があれば、茨城町教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

〒311-3132

東茨城郡茨城町大字駒場 450 茨城町教育委員会 学校教育課

TEL 029-240-7121 FAX 029-292-8032